

## 矢部司法書士事務所報酬基準表(簡裁訴訟代理等関係業務)

平成 21年4月 1 日改定

種 別	基 本 報 酬 ( 基 準 額 )	
1. 一般民事事件		
訴訟等の目的の価額	着手金	報酬金
30万円以下	30,000円	20%
60万円以下	50,000円	20%
140万円以下	80,000円	15%+30,000円
2. 債務整理事件		
訴訟等 (目的の価額)	着手金	報酬金
60万円以下	30,000円	10% *注
140万円以下	50,000円	10% *注
* 報酬金 債務減額免除事件については、その10%、返還事件については、その20%		
任意整理等 (減額免除)	1債権者につき20,000円	10,000円~減額等額10%
(不当利得)	1債権者につき20,000円	10,000円~返還額の20%
(弁済・債務不存在その他)	1債権者につき20,000円	10,000円~10%
3. 現場調査	有料道路代金、電車代等実費は別	1回 20,000円
4. 相談料	基本報酬が発生する場合は、無料 継続的相談	1時間 5,000円 月額 30,000円
5. 日当	4時間まで 1日	20,000円 40,000円
【 備 考 】		
(1) 基準額の加算と減算について … 基準額は、一般平均的な事件の報酬額。事件の性格等を勘案して、加算、減算のすることがある。		
(2) その他の事件は、事案に応じて、当事者で合意のうえ定める。		

